

公安委員会定例会議(第30回)の開催状況

第1 日 時 令和6年11月27日(水)
午後2時07分 ～ 午後4時35分

第2 出席者 佐伯委員長、五葉委員、小野委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、刑事部長
交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長
生活安全企画課長、総務課長

第3 議事の概要

1 五葉委員説示

本日は、平成21年9月28日の最高裁判所決定についてお話しします。

大阪府警察は、内偵捜査により大阪市内のA社関係者が東京の暴力団関係者から宅配便により覚醒剤を仕入れている疑いが生じたことから、宅配便業者営業所長の承諾の下、約2か月間、5回にわたり、A社に配達予定の荷物各1個を借り受けた上、エックス線検査を実施しました。その結果、細かい固形物が均等に詰められた長方形の袋の射影が観察されたことなどから、同射影に基づいて捜索差押許可状の発付を受けて、覚醒剤を差し押さえたところ、弁護側は、「本件エックス線検査は、任意捜査の範囲を超えた違法なものであり、本件覚醒剤は、同検査によって得られた射影の写真に基づき取得した捜索差押許可状により得られたものであるから、違法収集証拠として排除されるべき」と主張しました。

これについて最高裁判所は、「エックス線検査の射影は、荷物の内容物の形状や材質をうかがい知ることができる上、内容物によってはその品目等を相当程度具体的に特定することも可能であって、荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するものであるから、検証としての性質を有する強制処分に当たるものと解され、検証許可状によることなく行ったエックス線検査は違法といわざるを得ない」とする一方、「エックス線検査が行われた当時、A社関係者による宅配便を利用した覚醒剤譲受けの嫌疑が高まっており、事案を解明するにはエックス線検査を行う必要性があったこと、宅配便業者の承諾を得た上でエックス線検査を実施したこと、その際、検査の対象を限定する配慮もしており、令状主義に関する諸規定を潜脱する意図があったとはいえないこと、エックス線検査の結果以外の証拠も資料として提出されていることなどの諸事情に鑑みれば、本件覚醒剤はエックス線検査と関連性を有するとしても、その証拠収集過程に重大な違法があるとまではいえず、証拠能力を肯定できる」として、違法収集証拠には当たらないとしました。

結論、最高裁判所によって本件証拠能力は肯定されましたが、エックス線検査はプライバシーを大きく侵害するものであり、検証としての性質を有する強制処分に当たると解した点は重く受け止める必要があります。最高裁判所がプライバシーの権利を非常に重要視していたことを示す判例ですので、今後の執務の参考としてください。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和6年第29回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 公安委員会宛て苦情申出書に対する回答

総務室から、公安委員会宛て苦情申出書に対する回答について伺いがあり了承した。

(3) 各留置施設に対する実地監査の結果

警務部から、各留置施設に対する実地監査の結果について伺いがあり了承した。

(4) 審査請求に係る裁決書の決裁

生活安全部から、審査請求に係る裁決書の決裁について伺いがあり了承した。

(5) 禁止命令等実施報告

生活安全部から、禁止命令等実施報告について伺いがあり了承した。

(6) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果、16件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 第63回「愛媛県民の警察官」表彰式の開催

首席監察官から、第63回「愛媛県民の警察官」表彰式の開催について報告があった。

委員から、「受賞者のプロフィールを聞き、県内外の大規模災害で救助活動等に尽力されたことがよく分かった。現場の警察官の苦労は大変だと思うが、こうした表彰によって功労に報いるのは素晴らしいことだと思う」との発言があった。

委員から、「報道機関が主催しており、警察活動に対する理解と協力をいただいていることに感謝したい。受賞者の長年にわたる地道な活動が認められたものであり大変喜ばしい」との発言があった。

委員から、「水難事故や山岳遭難、災害現場等、厳しい環境において多くの救助活動等に従事された功労に敬意を表する」との発言があった。

(2) 国土交通省と連携した雪氷対策

交通部長から、国土交通省と連携した雪氷対策について報告があった。

委員から、「今回、三坂峠の入口である砥部町の国道33号にデジタルサイネージが設置されたことで、運転手は視覚的に情報を知ることができる。三坂道路の降雪状況など、運転手が必要とする情報を分かりやすく知らせていただきたい」との発言があった。

委員から、「ノーマルタイヤで雪や凍結の事態に直面し動けなくなる車を見聞きすることが多い。デジタルサイネージによって降雪等の路面状況が早期に分かりやすく運転手に伝わるよう運用いただきたい」との発言があった。

委員から、「松山市内は雪が降ることが少なく、松山市民は雪に対する警戒心があまり高くないため、デジタルサイネージによって三坂道路等のライブ映像を見ることができるのは安心である。また、災害時は、被災情報をいち早く察知して現場に駆け付けることが重要であり、災害対策の面での効果も期待できる」との発言があった。

(3) 警備部女性専務員研修会の開催結果

警備部長から、警備部女性専務員研修会の開催結果について報告があった。

委員から、「女性警察官は今後も増えていくことから、こうした研修会を開催して女性を励ましていく取組が重要である。今後も継続していただきたい」との発言があった。

委員から、「警察組織においても女性職員のスキル向上や職域拡大を進めていくことが重要である。ワークライフバランスに配慮しつつ、活躍する女性警察官を増やしていただきたい」との発言があった。

委員から、「人材育成は大きな柱であり、その一つとして女性活躍がある。女性が活躍できる組織は強くなる。縦のつながりはしっかりしていても、肝となるのは横や斜めのつながりで、そこに女性が絡むとより強固なつながりとなる。今回、「自分はもっと働きたいので働ける体制や支援をお願いしたい」という前向きな要望が出ていることは頼もしい。こうした点を強化していけば、採用、つまり優秀な人材の確保にもつながっていくと思う」との発言があった。

(4) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関して報告があった。

(5) 詐欺事件における松山地裁判決について

刑事部から、詐欺事件における松山地裁判決について報告があった。

(6) 第2回愛媛県警察警衛対策委員会の開催結果

警備部から、第2回愛媛県警察警衛対策委員会の開催結果について報告があった。

4 その他

なし

以 上